

日中社会保障協定が署名

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定が2018年5月9日に署名されました。効力の発生には時間がかかりますが、年金保険料二重払いの一部が解消される見込みです。

協定の対象範囲

| | 日 本 国 | 中 華 人 民 共 和 国 |
|-----|--------------|------------------|
| 対象 | 国民年金 | — |
| | 厚生年金保険 | 職工基本養老保険 |
| 対象外 | 国民年金基金 | — |
| | 厚生年金基金 | — |
| | 確定拠出年金（401K） | — |
| | 健康保険・国民健康保険等 | 医療保険・都市住民基本医療保険等 |
| | 労災保険 | 工傷保険 |
| | — | 公積金（住宅積立金） |

中国においては、企業から派遣される人員のみを想定されており個人で加入する都市住民社会養老保険や新型農村社会養老保険は対象外となっています。

原則（一般規定）

派遣先国で被用者として就労する者については、その就労に関し、派遣先国の法令のみを適用する。

例外（一時派遣）

一方の締結国の法律に基づく制度に加入し雇用関係が継続し、就労の一環として他方の締結国（勤務地）に派遣される場合は、その就労に関し、一方の締結国内で就労しているものとみなして、その派遣の最初の5年間は一方の締結国の法令のみを適用する。

この協定の発効前から派遣先国で就労していた者については、この協定の効力発行の日から派遣期間が開始したものとみなす。

効力発生

国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換した月の後、四箇月目の月の初日に効力が生じる。

留意事項

年金受給資格を得るためには国民年金等の加入期間が10年以上なければなりません。日中社会保障協定には年金通算に関する条項がありませんので、相手国での社会保障加入期間は関係ありません。

(※中国の養老保険の受給資格を得るための加入期間は15年)

しかし、日本国民に関しては、海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間は合算対象期間になります。

日本国内で就労する者であって一時派遣等により中華人民共和国の法令の適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、一定の条件を満たすことを条件とし国民年金に関する日本国の法令の適用を免除する。

効力発生による影響

【中国人の場合】

中国法人でも雇用されている中国人で日本における赴任期間が5年以下の場合については、厚生年金保険法を適用せず、職工基本養老保険に関連する法令のみ適用される。

つまり、社会保障協定の効力発生により日本で負担する厚生年金保険料が軽減されます。今後、日本国内において就労や生活する機会がないのであれば、脱退一時金の申請も検討しましょう。脱退一時金は厚生年金保険等の被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求しなければなりません。

【日本人の場合】

日本法人で雇用されている日本人で中国における赴任期間が5年以下の場合については、中国における職工基本養老保険に関連する法令を適用せず、厚生年金法のみ適用される。

つまり、社会保障協定の効力発生により中国で負担する養老保険料が軽減されます。外国人が帰国する場合は、基本養老保険個人口座にある金額は、申請により代理人を通じて還付できます。(効力発生前でも可能です)

社会保障協定の効力発生後に具体的な手続きが定められると思いますが、派遣先国で社会保障協定による免除申請のために各当局が要求する場合には「適用証明書」を提出します。